

議案第 6 6 号

岐阜県後期高齢者医療広域連合の処理する事務及び規約の変更に関する
協議について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 9 1 条の 3 第 1 項の規定により岐阜
県後期高齢者医療広域連合の処理する事務及び規約を次のとおり変更することにつ
いて、同法第 2 9 1 条の 1 1 の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年 6 月 1 8 日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の改
正に伴い規約を変更するため議決を求めるもの

岐阜県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約

岐阜県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年岐阜県指令市町村第1263号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

附 則

この規約は、令和6年12月2日から施行する。

岐阜県後期高齢者医療広域連合規約新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
本則・附則 略 別表第1（第4条関係） 1 被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付 2 被保険者証及び資格証明書の引渡し 3 被保険者証及び資格証明書の返還の受付 4 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し 5 保険料に関する申請の受付 6 前各項に掲げる事務に付随する事務 以下 略	本則・附則 略 別表第1（第4条関係） 1 被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付 2 <u>資格確認書等</u>の引渡し 3 <u>資格確認書等</u>の返還の受付 4 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し 5 保険料に関する申請の受付 6 前各項に掲げる事務に付随する事務 以下 略

規約関係議案要旨

議 案 名	岐阜県後期高齢者医療広域連合の処理する事務及び規約の変更に関する協議について
担 当 部	市民福祉部
提 案 理 由	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の改正に伴い規約を変更するため議決を求めるもの
制 定 改 廃 の 根 拠 等	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第48号）及び令和 5 年12月27日に公布された行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（令和 5 年政令第374号）の施行に伴い、所要の改正を行うもの。
規 約 の 概 要	【改正の趣旨及び内容】 令和 6 年12月 2 日以降、被保険者証及び資格証明書を廃止するもの。ただし、マイナンバーカードを保有していない被保険者又は保険証利用登録を行ったマイナンバーカードを保有していない被保険者には、発行済みの被保険者証の有効期限が到来する前に、厚生労働省令で定める事項を記載した「資格確認書」を交付する。 （別表第 1 関係）
市 民 へ の 影 響 等	【市民への影響】 「マイナ保険証」又は「資格確認書」の提示によりこれまでどおり保険診療等を受けられるため、市民への影響はない。 （参考）被保険者数 5,491人（令和 6 年 4 月30日時点）
施 行 日	令和 6 年12月 2 日
備 考	